

国立大学法人島根大学管理学則（案）

（平成 16 年島大学則第 1 号）

（平成 16 年 4 月 1 日制定）

〔令和 2 年 3 月 11 日最終改正〕

目次

第 1 章 法人

第 1 節 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 節 役員及び職員組織等（第 3 条・第 4 条）

第 3 節 会議（第 5 条―第 8 条）

第 2 章 大学

第 1 節 大学の構成（第 9 条―第 21 条）

第 2 節 職員組織その他（第 22 条―第 38 条）

第 3 節 会議（第 39 条―第 41 条）

第 4 節 削除

第 5 節 学部の収容定員（第 42 条）

第 3 章 大学院

第 1 節 大学院の構成（第 43 条―第 46 条）

第 2 節 大学院の収容定員（第 47 条）

第 3 節 職員組織（第 48 条―第 50 条）

第 4 章 教育内容等の改善のための組織的な研修等（第 51 条）

第 5 章 雑則（第 52 条）

附則

第 1 章 法人

第 1 節 総則

（法人の目的）

第 1 条 国立大学法人島根大学（以下「法人」という。）は、島根大学を設置し、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とする。

（業務の範囲等）

第 2 条 法人は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 島根大学（以下「本学」という。）を設置し、これを運営すること。
- 二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- 三 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- 四 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- 五 島根大学における研究の成果を普及し、及びその活動を推進すること。
- 六 島根大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて国立大学法人法施行令（平成 15 年政令第 478 号）で定めるものを実施する者に出資すること。
- 七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

第 2 節 役員及び職員組織等

(役員)

第3条 法人に、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第10条に基づき、役員として学長、監事及び理事を置く。

2 役員に関し必要な事項は、別に定める。

(副理事)

第3条の2 法人に副理事を置くことができる。

2 副理事に関し必要な事項は、別に定める。

(特別顧問)

第3条の3 法人に特別顧問を置くことができる。

2 特別顧問に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第4条 法人に次の職員を置く。

- 一 一般職員
- 二 教育職員
- 三 医療職員
- 四 特別職員
- 五 その他の職員

2 職員の職務は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の定めるところによるほか、学長が定めるものとする。

3 第1項第2号の教育職員のうち、教授、准教授、講師、助教及び助手を教員という。

4 職員に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 会議

(役員会)

第5条 法人に、法人法第11条第2項に基づき、法人の重要事項について学長の意思決定に先立ち議決を行う機関として、役員会を置く。

2 役員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(経営協議会)

第6条 法人に、法人法第20条に基づき、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

第7条 法人に、法人法第21条に基づき、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関し、必要な事項は、別に定める。

(学長選考会議)

第8条 法人に、法人法第12条第2項及び第17条第4項に基づき、学長の選考又は解任に係る申出を行う機関として、学長選考会議を置く。

2 学長選考会議に関し、必要な事項は、別に定める。

第2章 大学

第1節 大学の構成

(学部)

第9条 本学に次の学部を置く。

法文学部

教育学部

人間科学部

医学部

総合理工学部

生物資源科学部

(学科・課程及び講座)

第10条 法文学部に次の学科及び講座を置く。

法経学科

法経

社会文化学科

社会文化

言語文化学科

言語文化

2 教育学部に次の課程を置く。

学校教育課程

3 人間科学部に次の学科を置く。

人間科学科

4 医学部に次の学科，系及び講座を置く。

医学科

基礎医学系

解剖学，生理学，生化学，生命科学

臨床基礎医学系

薬理学，病理学，微生物学，免疫学

社会医学系

法医学，環境保健医学，医療情報学，医学英語教育学

臨床医学系

内科学，皮膚科学，小児科学，外科学，整形外科学，脳神経外科学，泌尿器科学，精神医学，産科婦人科学，耳鼻咽喉科学，眼科学，放射線医学，麻酔科学，緩和ケア，歯科口腔外科学，臨床検査医学，救急医学，Acute Care Surgery，リハビリテーション医学，地域医療教育学，地域医療政策学

看護学科

基礎看護学，臨床看護学，地域・老年看護学

5 総合理工学部に次の学科を置く。

物理・マテリアル工学科

物質化学科

地球科学科

数理科学科

知能情報デザイン学科

機械・電気電子工学科

建築デザイン学科

6 生物資源科学部に次の学科を置く。

生命科学科

農林生産学科

環境共生科学科

第11条 削除

(大学院の設置)

第12条 本学に大学院を置く。

(附属病院)

第13条 医学部附属の教育研究施設として、医学部附属病院（以下「附属病院」という。）を置く。

(附属学校)

第14条 本学に次の学部附属学校を置く。

教育学部 附属幼稚園，附属義務教育学校

2 前項の附属学校に学習生活支援研究センターを置く。

(学部附属の教育研究施設)

第15条 本学に次の学部附属の教育施設又は研究施設を置く。

法文学部 山陰研究センター

教育学部 教育支援センター，教師教育研究センター，FD戦略センター

医学部 教育企画開発室

生物資源科学部 生物資源教育研究センター

2 前項に掲げる生物資源教育研究センターは、本学の教育研究上支障がないと認められるときは、他の大学の利用に供することができるものとする。

(地域未来協創本部)

第15条の2 本学に、地方創生及び地域活性化・地域連携に資する教育，研究並びに産業技術の振興及び発展等に係る業務を円滑かつ効果的に実施する組織として、地域未来協創本部を置く。

(機構)

第16条 本学に、本学の教育研究に係る全学的な業務を円滑かつ効果的に実施する組織として、次の機構を置く。

教育・学生支援機構

研究・学術情報機構

グローバル化推進機構

イノベーション創出機構

(機構に置くセンター等)

第17条 教育・学生支援機構に次のセンター等を置く。

大学教育センター

保健管理センター

学生支援センター

障がい学生支援室

- 2 研究・学術情報機構に次のセンター等を置く。

戦略的研究推進センター
エスチュアリー研究センター
総合科学研究支援センター
総合情報処理センター
地域包括ケア教育研究センター
総合博物館
自然災害軽減教育研究センター

- 3 グローバル化推進機構に次のセンター等を置く。

国際交流センター
外国語教育センター
島根大学・寧夏大学国際共同研究所

- 4 イノベーション創出機構に次のセンター等を置く。

次世代たたら協創センター

(附属図書館)

第17条の2 本学に附属図書館を置く。

- 2 前項の附属図書館に分館を置く。

(大学戦略企画室)

第17条の3 本学に、大学運営の重点事項について学長的意思・意向を的確に反映するため大学戦略企画室を置く。

(評価室)

第17条の4 本学に、評価に関する業務を行うため評価室を置く。

(研究推進室)

第17条の5 本学に、研究力の強化及び研究の推進を行うため研究推進室を置く。

(広報戦略室)

第17条の6 本学に、全学的な広報戦略を企画・立案するため広報戦略室を置く。

(ダイバーシティ推進室)

第17条の7 本学に、ダイバーシティの推進及び女性研究者支援に関する具体的事業を企画・立案・実施するためダイバーシティ推進室を置く。

(ハラスメント対策室)

第17条の8 本学に、全学的なハラスメント防止とハラスメント事案への対応の充実を図るためハラスメント対策室を置く。

(インスティテューショナル・リサーチ室)

第17条の9 本学に、機能強化の推進及び大学運営の改善に資するためインスティテューショナル・リサーチ室を置く。

第18条 削除

(山陰法実務教育研究センター)

第19条 本学に、山陰地域における法学教育の充実発展に寄与するため山陰法実務教育研究センターを置く。

(こころとそだちの相談センター)

第19条の1の2 本学に、心の健康に関する相談に応じて地域社会に貢献するとともに、心理臨床に関する高度な知識と技能を有する専門家の養成に資するためこころとそだちの相談センターを置く。

(数理・データサイエンス教育研究センター)

第19条の1の3 本学に、数理・データサイエンス教育研究活動の充実発展に資するため数理・データサイエンス教育研究センターを置く。

(寄附講座等)

第19条の2 本学に、寄附講座、寄附研究部門又は寄附研究分野を置くことができる。

(共同研究講座等)

第19条の3 本学に、共同研究講座又は共同研究部門を置くことができる。

(学術研究院)

第19条の4 本学に、教員組織として学術研究院を置く。

2 学術研究院に次の学系を置く。

人文社会科学系

教育学系

人間科学系

医学・看護学系

理工学系

環境システム科学系

農生命科学系

教育研究推進学系

(事務組織)

第20条 本学に、その事務を処理するため事務組織を置く。

(規則)

第21条 第13条から前条までに關し必要な事項は、別に定める。

第2節 職員組織その他

(学長)

第22条 本学に学長を置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(副学長)

第23条 本学に副学長を置く。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(学長特別補佐)

第23条の2 本学に、学長特別補佐を置くことができる。

2 学長特別補佐は、学長の職務を助け、学長が指定する業務を処理する。

(学部長)

第24条 本学の各学部に学部長を置く。

2 学部長は、その学部に関する校務をつかさどる。

(副学部長)

第25条 本学の各学部に副学部長を置く。

2 副学部長は、学部長の職務を助け、学部長の職務のうちあらかじめ定める範囲内の業務を処理する。

(学科長)

第26条 学科に学科長を置くことができる。

2 学科長は、その学科に関する事項を整理する。

(病院長)

第27条 附属病院に病院長を置く。

2 病院長は、附属病院に関する事項を掌理する。

(副病院長)

第28条 附属病院に副病院長を置くことができる。

2 副病院長は、病院長の職務を助ける。

(附属学校園の長)

第29条 附属学校に校長（幼稚園にあつては園長）を置く。

2 附属学校の校長及び園長は、教育学部長の命を受け、その学校及び幼稚園に関する事項を処理する。

(学部附属の教育研究施設の長)

第30条 本学の学部附属の教育施設及び研究施設に長を置く。

2 前項の教育施設及び研究施設の長は、当該学部長の命を受け、その施設に関する事項を処理する。

(本部長)

第30条の2 本学の地域未来協創本部に本部長を置く。

2 前項の本部長は、地域未来協創本部の業務を総括する。

(副本部長)

第30条の3 本学の地域未来協創本部に副本部長を置くことができる。

2 前項の副本部長は、本部長の職務を助ける。

(機構長)

第31条 本学の各機構に機構長を置く。

2 前項の機構長は、その所掌する機構の業務を総括する。

(機構に置くセンター等の長)

第32条 機構に置くセンター等に長を置く。

2 機構に置くセンター等の長は、その所掌するセンター等の業務を掌理する。

(機構に置くセンター等の副センター長等)

第33条 機構に置くセンター等に副センター長等を置くことができる。

2 副センター長等は、センター等の長の職務を助ける。

(学術研究院長)

第34条 学術研究院に学術研究院長を置き、学長をもって充てる。

(学系長)

第35条 学系に学系長を置く。

2 学系長は、その学系に関する校務をつかさどる。

第36条 削除

(事務局長)

第37条 学長の下に、事務組織を総括するために事務局長を置く。

2 前項の規定にかかわらず、学長が指名する理事に事務組織を総括させることができる。

(名誉教授)

第38条 本学の学長、副学長、学部長、教授、准教授又は講師として勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあつた者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授の称号の授与に関し、必要な事項は、別に定める。

第3節 会議

第39条 削除

(教授会等)

第40条 本学の各学部教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 学生の入学、卒業及び課程の修了

二 学位の授与

三 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長(以下この項において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 教授会は、その定めるところにより、教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会を置くことができる。

5 教授会は、その定めるところにより、代議員会の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

6 本学の地域未来協創本部及び各機構については、管理委員会を置く。

7 教授会及び管理委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(学術研究院会議)

第41条 学術研究院に、学術研究院会議を置く。

2 学術研究院会議に関し、必要な事項は、別に定める。

第4節 削除

第5節 学部の収容定員

(収容定員)

第42条 学部、学科等の収容定員は、次のとおりとする。

学部名	学科又は課程名	入学定員	第2年次 編入学定員	第3年次 編入学定員	収容定員
法文学部	法経学科	80			320
	社会文化学科	50			200
	言語文化学科	55			220
					20
	計	185		10	760
教育学部	学校教育課程	130			520
	計	130			520
人間科学部	人間科学科	80			320

	計	8 0			3 2 0
医学部	医学科	9 0	5	5	5 8 5
	看護学科	6 0			2 4 0
	計	1 5 0	5	5	8 2 5
総合理工学部	物理・マテリアル工学科	7 3		2	2 9 6
	物質化学科	7 3		2	2 9 6
	地球科学科	5 0		1	2 0 2
	数理科学科	5 0		1	2 0 2
	知能情報デザイン学科	5 0		2	2 0 4
	機械・電気電子工学科	6 4		2	2 6 0
	建築デザイン学科	4 0		2	1 6 4
	計	4 0 0		1 2	1, 6 2 4
生物資源科学部	生命科学科	7 0		3	2 8 6
	農林生産学科	6 0		9	2 5 8
	環境共生科学科	7 0		3	2 8 6
	計	2 0 0		1 5	8 3 0
合計		1, 1 4 5	5	4 2	4, 8 7 9

第 3 章 大学院

第 1 節 大学院の構成等

(研究科)

第 4 3 条 大学院に次の研究科を置く。

人間社会科学研究科

教育学研究科

医学系研究科

自然科学研究科

(課程)

第 4 4 条 人間社会科学研究科は、修士課程とする。

2 自然科学研究科は、博士課程とする。

3 自然科学研究科の博士課程は、前期 2 年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期 3 年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

4 医学系研究科は、医学を履修する博士課程（以下「医学博士課程」という。）及び修士課程並びに看護学を履修する博士課程とする。

5 医学系研究科の看護学を履修する博士課程は、博士前期課程及び博士後期課程に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

6 教育学研究科は、専門職学位課程とする。

(専攻)

第 4 5 条 研究科に次の専攻を置く。

人間社会科学研究科

社会創成専攻

臨床心理学専攻

教育学研究科

教育実践開発専攻

医学系研究科

医学博士課程

医科学専攻

修士課程

医科学専攻

博士前期課程

看護学専攻

博士後期課程

看護学専攻

自然科学研究科

博士前期課程

理工学専攻

環境システム科学専攻

農生命科学専攻

博士後期課程

創成理工学専攻

第45条の2 削除

(鳥取大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施)

第46条 鳥取大学大学院の連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、本学、鳥取大学及び山口大学が協力するものとする。

2 前項の連合農学研究科に置かれる連合講座は、鳥取大学及び山口大学の教員とともに、本学の教員がこれを担当し、又は分担するものとする。

第2節 大学院の収容定員

(収容定員)

第47条 大学院の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程 博士前期課程		医学博士課程 博士後期課程		専門職学位課程	
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
人間社会科学 研究科	社会創成専攻	15	30	—	—	—	—
	臨床心理学専攻	10	20	—	—	—	—
	計	25	50	—	—	—	—
教育学研究 科	教育実践開発専攻	—	—	—	—	20	40
	計	—	—	—	—	20	40
医学系研究 科	医科学専攻	—	—	30	120	—	—
	医科学専攻	15	30	—	—	—	—
	看護学専攻	12	24	2	6	—	—
	計	27	54	32	126	—	—
自然科学研究 科	理工学専攻	79	158	—	—	—	—
	環境システム科学専攻	78	156	—	—	—	—
	農生命科学専攻	43	86	—	—	—	—
	創成理工学専攻	—	—	15	45	—	—
	計	200	400	15	45	—	—

合計	252	504	47	171	20	40
----	-----	-----	----	-----	----	----

第3節 職員組織

(研究指導及び授業担当)

第48条 研究科における研究の指導は原則として教授が行い、授業は教授、准教授、講師又は助教が担当する。

(研究科長)

第49条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長（人間社会科学研究科長及び自然科学研究科長を除く。）は、基礎となる学部の学部長をもって充てる。

3 研究科長は、その研究科に関する校務をつかさどる。

(副研究科長)

第49条の2 研究科に副研究科長を置くことができる。

2 副研究科長は、研究科長の職務を助ける。

(専攻長)

第49条の3 専攻に専攻長を置くことができる。

2 専攻長は、その専攻に関する事項を整理する。

(研究科教授会)

第50条 研究科に、教育研究に関する重要事項を審議するため、研究科教授会を置き、第40条第2項から第5項の規定は、研究科教授会について準用する。

2 前項に定めるもののほか、研究科教授会に関し必要な事項は、各研究科において定める。

第4章 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(組織的な研修等)

第51条 本学は、学部においては授業の内容及び方法の改善を図るため全学及び学部ごとに、研究科においては授業及び研究指導の内容並びに方法の改善を図るため研究科ごとに、組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第5章 雑則

(学則の改廃)

第52条 この学則の改廃は、役員会の議を経て行う。

2 前項の役員会の審議に先立ち、法人の経営に関する部分については経営協議会において、国立大学法人の経営に関する部分を除く部分については教育研究評議会において審議を行うものとする。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 旧島根大学法文学部の法学科及び社会システム学科並びに教育学部の学校教育教員養成課程、生涯学習課程並びに生活環境福祉課程は、第10条の規定にかかわらず、当該学科又は課程に在学する者が当該学科又は課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 法文学部及び教育学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、第42条の規定にかかわらず、平成16年度から平成18年度については、次の表のとおりとする。

学部名	学科又は課程名	収容定員		
		平成16年度	平成17年度	平成18年度
法文学部	法経学科	90	180	270
	社会文化学科	70	140	210

	言語文化学科	275	270	265
	法学科	435	290	145
	社会システム学科	285	190	95
	計	1,175	1,090	1,005
教育学部	学校教育課程	170	340	510
	学校教育教員養成課程	300	200	100
	生涯学習課程	195	130	65
	生活環境福祉課程	105	70	35
	計	770	740	710
合計		5,235	5,120	5,005

4 旧島根大学大学院人文社会科学研究科の法学専攻、社会システム専攻及び言語文化専攻は、第47条の規定にかかわらず、当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

5 人文社会科学研究科及び医学系研究科医科学専攻の収容定員並びに全研究科の修士課程・博士前期課程の収容定員は、第47条の規定にかかわらず、平成16年度については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
人文社会科学研究科	法経専攻	6
	言語・社会文化専攻	6
	法学専攻	8
	社会システム専攻	4
	言語文化専攻	4
	計	28
医学系研究科	医科学専攻	15
	計	39
合計		513

5 法務研究科の収容定員及び全研究科の専門職学位課程の収容定員は、第47条の規定にかかわらず、平成16年度及び平成17年度については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成16年度	平成17年度
法務研究科	法曹養成専攻	30	60
	計	30	60
合計		30	60

附 則（平成16年10月1日一部改正）

この学則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成16年10月27日一部改正）

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月22日一部改正）

この学則は、平成16年12月22日から施行する。

附 則（平成17年3月8日一部改正）

この学則は、平成17年3月8日から施行する。

附 則（平成17年3月8日一部改正）

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月22日一部改正）

この学則は、平成17年3月22日から施行する。

附 則（平成17年10月26日一部改正）

この学則は、平成17年10月26日から施行する。

附 則（平成１７年１２月２８日一部改正）
この学則は、平成１７年１２月２８日から施行する。

附 則（平成１７年１２月２８日一部改正）
この学則は、平成１８年１月１日から施行する。

- 附 則（平成１８年３月８日一部改正）
- この学則は、平成１８年４月１日から施行する。
 - この学則による改正後の国立大学法人島根大学管理学則第１５条の法文学部に係る規定は、平成１６年４月２１日から適用し、医学部に係る規定は、平成１６年４月１日から適用する。

附 則（平成１８年３月２２日一部改正）
この学則は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（平成１８年１２月１９日一部改正）
この学則は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年３月２６日一部改正）
この学則は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年６月１９日一部改正）
この学則は、平成１９年６月１９日から施行する。

- 附 則（平成２０年３月２５日一部改正）
- この学則は、平成２０年４月１日から施行する。
 - 教育学研究科の学校教育専攻及び教科教育専攻、医学系研究科の形態系専攻、機能系専攻、生態系専攻並びに生物資源科学研究科の生物科学専攻、生態環境科学専攻、生命工学専攻、農業生産学専攻及び地域開発科学専攻は、第４５条の規定にかかわらず、当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
 - 教育学研究科及び生物資源科学研究科の収容定員並びに全研究科の修士課程・博士前期課程の収容定員は、第４７条の規定にかかわらず、平成２０年度については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
教育学研究科	教育実践開発専攻	２０
	教育内容開発専攻	２０
	学校教育専攻	５
	教科教育専攻	３０
	計	７５
生物資源科学研究科	生物生命科学専攻	２０
	農林生産科学専攻	２２
	環境資源科学専攻	１８
	生物科学専攻	１２
	生態環境科学専攻	１８
	生命工学専攻	１２
	農業生産学専攻	１２
	地域開発科学専攻	２２
計		１３６
合計		５１３

- 医学系研究科博士課程の収容定員は、第４７条の規定にかかわらず、平成２０年度から平成２２年度については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員		
		平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度
医学系研究科	医科学専攻	３０	６０	９０
	形態系専攻	２４	１６	８

	機能系専攻	45	30	15
	生態系専攻	21	14	7
	計	120	120	120

附 則（平成20年7月22日一部改正）

この学則は、平成20年7月22日から施行する。

附 則（平成21年3月17日一部改正）

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 医学部医学科の入学定員及び収容定員並びに全学部入学定員及び収容定員は、第42条の規定にかかわらず、平成21年度から平成34年度については、次の表のとおりとする。

学部	学科又は課程	入学定員						
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
医学部	医学科	95	95	95	95	95	95	95
	計	155	155	155	155	155	155	155
合計		1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150

学部	学科又は課程	入学定員						
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
医学部	医学科	95	95	90	90	90	90	90
	計	155	155	150	150	150	150	150
合計		1,150	1,150	1,145	1,145	1,145	1,145	1,145

学部	学科又は課程	収容定員						
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
医学部	医学科	560	570	580	590	600	610	610
	計	820	830	840	850	860	870	870
合計		4,900	4,910	4,920	4,930	4,940	4,950	4,950

学部	学科又は課程	収容定員						
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
医学部	医学科	610	610	605	600	595	590	585
	計	870	870	865	860	855	850	845
合計		4,950	4,950	4,945	4,940	4,935	4,930	4,925

附 則（平成21年4月21日一部改正）

この学則は、平成21年4月21日から施行する。

附 則（平成22年1月26日一部改正）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月17日一部改正）

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

2 医学部医学科の入学定員及び収容定員並びに全学部入学定員及び収容定員は、第42条の規定にかかわらず、平成22年度から平成36年度については、次の表のとおりとする。

学部	学科又は課程	入学定員				
		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
医学部	医学科	100	100	100	100	100
	計	160	160	160	160	160
合計		1,155	1,155	1,155	1,155	1,155

学部	学科又は課程	入学定員				
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
医学部	医学科	100	100	100	95	95
	計	160	160	160	155	155
合計		1,155	1,155	1,155	1,150	1,150

学部	学科又は課程	入学定員				
		平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度
医学部	医学科	90	90	90	90	90
	計	150	150	150	150	150
合計		1,145	1,145	1,145	1,145	1,145

学部	学科又は課程	収容定員				
		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
医学部	医学科	575	590	605	620	635
	計	835	850	865	880	895
合計		4,915	4,930	4,945	4,960	4,975

学部	学科又は課程	収容定員				
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
医学部	医学科	640	640	640	635	630
	計	900	900	900	895	890
合計		4,980	4,980	4,980	4,975	4,970

学部	学科又は課程	収容定員				
		平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度
医学部	医学科	620	610	600	590	585
	計	880	870	860	850	845
合計		4,960	4,950	4,940	4,930	4,925

3 法務研究科の収容定員及び全研究科の専門職学位課程の収容定員は、第47条の規定にかかわら

ず、平成２２年度及び平成２３年度については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成２２年度	平成２３年度
法務研究科	法曹養成専攻	８０	７０
	計	８０	７０
合計		８０	７０

附 則（平成２３年３月２３日一部改正）

- この学則は、平成２３年４月１日から施行する。
- 医学部医学科の入学定員及び収容定員並びに全学部入学定員及び収容定員は、第４２条の規定にかかわらず、平成２３年度から平成３６年度については、次の表のとおりとする。

学部	学科又は課程	入学定員				
		平成 ２３年度	平成 ２４年度	平成 ２５年度	平成 ２６年度	平成 ２７年度
医学部	医学科	１０２	１０２	１０２	１０２	１０２
	計	１６２	１６２	１６２	１６２	１６２
合計		１，１５７	１，１５７	１，１５７	１，１５７	１，１５７

学部	学科又は課程	入学定員				
		平成 ２８年度	平成 ２９年度	平成 ３０年度	平成 ３１年度	平成 ３２年度
医学部	医学科	１０２	１０２	９７	９７	９０
	計	１６２	１６２	１５７	１５７	１５０
合計		１，１５７	１，１５７	１，１５２	１，１５２	１，１４５

学部	学科又は課程	入学定員			
		平成 ３３年度	平成 ３４年度	平成 ３５年度	平成 ３６年度
医学部	医学科	９０	９０	９０	９０
	計	１５０	１５０	１５０	１５０
合計		１，１４５	１，１４５	１，１４５	１，１４５

学部	学科又は課程	収容定員				
		平成 ２３年度	平成 ２４年度	平成 ２５年度	平成 ２６年度	平成 ２７年度
医学部	医学科	５９２	６０９	６２６	６４３	６５０
	計	８５２	８６９	８８６	９０３	９１０
合計		４，９３２	４，９４９	４，９６６	４，９８３	４，９９０

学部	学科又は課程	収容定員				
		平成 ２８年度	平成 ２９年度	平成 ３０年度	平成 ３１年度	平成 ３２年度
医学部	医学科	６５２	６５２	６４７	６４２	６３０
	計	９１２	９１２	９０７	９０２	８９０
合計		４，９９２	４，９９２	４，９８７	４，９８２	４，９７０

学部	学科又は課程	収容定員			
		平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度
医学部	医学科	618	606	594	587
	計	878	866	854	847
合計		4,958	4,946	4,934	4,927

附 則（平成24年3月19日一部改正）

- この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 総合理工学部の電子制御システム工学科及び材料プロセス工学科並びに生物資源科学部の生態環境科学科、農業生産学科及び地域開発科学科は、第10条の規定にかかわらず、当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 総合理工学部及び生物資源科学部の収容定員は、第42条の規定にかかわらず、平成24年度から平成26年度については、次の表のとおりとする。

学部名	学科又は課程名	収容定員		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
総合理工学部	機械・電気電子工学科	80	160	240
	建築・生産設計工学科	40	80	120
	電子制御システム工学科	240	160	80
	材料プロセス工学科	120	80	40
	計	1,632	1,624	1,624
生物資源科学部	農林生産学科	85	170	255
	地域環境科学科	45	90	135
	生態環境科学科	135	90	45
	農業生産学科	90	60	30
	地域開発科学科	165	110	55
	計	840	840	840

- 全学部の収容定員は、第42条の規定にかかわらず、平成24年度から平成36年度については、次の表のとおりとする。

	収容定員				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
合計	4,941	4,950	4,967	4,974	4,976

	収容定員				
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
合計	4,976	4,971	4,966	4,954	4,942

	収容定員		
	平成34年度	平成35年度	平成36年度
合計	4,930	4,918	4,911

- 総合理工学研究科の物質科学専攻、地球資源環境学専攻、数理・情報システム学専攻、電子制御システム工学専攻及び材料プロセス工学専攻は、第45条の規定にかかわらず、当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 総合理工学研究科博士前期課程の収容定員及び全研究科の修士課程・博士前期課程の収容定員は、第47条の規定にかかわらず、平成24年度については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
総合理工学研究科	総合理工学専攻	1 2 4
	物質科学専攻	3 6
	地球資源環境学専攻	1 4
	数理・情報システム学専攻	2 8
	電子制御システム工学専攻	2 2
	材料プロセス工学専攻	1 2
	計	2 3 6
合計		5 1 4

附 則（平成24年6月22日一部改正）

この学則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成25年3月14日一部改正）

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月9日一部改正）

この学則は、平成25年9月9日から施行する。

附 則（平成25年10月15日一部改正）

この学則は、平成25年10月15日から施行する。

附 則（平成26年1月29日一部改正）

- この学則は、平成26年2月1日から施行する。ただし、第10条第3項の改正規定中地域・老年看護学に係る部分並びに第45条、第45条の2、第47条及び第49条の3の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。
- 総合理工学研究科のマテリアル創成工学専攻及び電子機能システム工学専攻は、第45条の規定にかかわらず、当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 総合理工学研究科博士後期課程の収容定員は、第47条の規定にかかわらず、平成26年度及び平成27年度については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成26年度	平成27年度
総合理工学研究科	総合理工学専攻	1 2	2 4
	マテリアル創成工学専攻	1 2	6
	電子機能システム工学専攻	1 2	6
	計	3 6	3 6

附 則（平成26年3月19日一部改正）

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月14日一部改正）

この学則は、平成26年7月14日から施行し、平成26年7月1日から適用する。

附 則（平成27年1月29日一部改正）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 18 日一部改正）

- この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 法務研究科法曹養成専攻は、第 45 条の規定にかかわらず、当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 法務研究科法曹養成専攻の収容定員は、第 47 条の規定にかかわらず、平成 27 年度及び平成 28 年度については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成 27 年度	平成 28 年度
法務研究科	法曹養成専攻	40	20
	計	40	20
合計		40	20

附 則（平成 27 年 3 月 25 日一部改正）

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 6 月 25 日一部改正）

この学則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 1 日一部改正）

この学則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 15 日一部改正）

- この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 教育学研究科修士課程の教育実践開発専攻及び教育内容開発専攻は、第 45 条の規定にかかわらず、当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 教育学研究科修士課程及び教育学研究科専門職学位課程の収容定員並びに全研究科の修士課程及び専門職学位課程の収容定員は、第 47 条の規定にかかわらず、平成 28 年度については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程 博士前期課程	専門職学位課程
		収容定員	収容定員
教育学研究科	教育実践開発専攻	20	17
	臨床心理専攻	8	—
	教育内容開発専攻	20	—
合計		49	37

- 医学系研究科看護学専攻博士後期課程の収容定員及び全研究科の博士後期課程の収容定員は、第 47 条の規定にかかわらず、平成 28 年度及び平成 29 年度については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員	収容定員
		平成 28 年度	平成 29 年度
医学系研究科	看護学専攻	2	4
合計		158	160

附 則（平成 28 年 6 月 24 日一部改正）

この学則は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 2 日一部改正）

この学則は、平成 29 年 2 月 2 日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 2 日一部改正）

- この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 法文学部、教育学部及び人間科学部の収容定員は、第42条の規定にかかわらず、平成29年度から平成31年度については、次の表のとおりとする。

学部名	学科又は課程名	収容定員		
		平成29年度	平成30年度	平成31年度
法文学部	法経学科	350	340	330
	社会文化学科	260	240	220
	言語文化学科	250	240	230
	計	880	840	800
教育学部	学校教育課程	640	600	560
	計	640	600	560
人間科学部	人間科学科	80	160	240
	計	80	160	240

附 則（平成29年3月14日一部改正）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年島大学則第1号附則第3項の改正規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月14日一部改正）

- この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 総合理工学部の物質科学科、地球資源環境学科、数理・情報システム学科及び建築・生産設計工学科並びに生物資源科学部の生物科学科、生命工学科及び地域環境科学科は、第10条の規定にかかわらず、当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 医学部医学科の入学定員及び収容定員並びに全学部の入学定員は、第42条の規定にかかわらず、平成30年度から平成36年度については、次の表のとおりとする。

学部	学科又は課程	入学定員				
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
医学部	医学科	102	102	90	90	90
	計	162	162	150	150	150
合計		1,157	1,157	1,145	1,145	1,145

学部	学科又は課程	入学定員	
		平成35年度	平成36年度
医学部	医学科	90	90
	計	150	150
合計		1,145	1,145

学部	学科又は課程	収容定員				
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
医学部	医学科	652	652	640	628	616
	計	912	912	900	888	876

学部	学科又は課程	収容定員	
		平成 35年度	平成 36年度
医学部	医学科	604	592
	計	864	852

- 4 総合理工学部及び生物資源科学部の収容定員は、第42条の規定にかかわらず、平成30年度から平成32年度については、次の表のとおりとする。

学部名	学科又は課程名	収容定員		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
総合理工学部	物理・マテリアル工学科	73	146	221
	物質化学科	73	146	221
	地球科学科	50	100	151
	数理科学科	50	100	151
	知能情報デザイン学科	50	100	152
	機械・電気電子工学科	304	288	274
	建築デザイン学科	40	80	122
	物質科学科	390	260	130
	地球資源環境学科	150	100	50
	数理・情報システム学科	300	200	100
	建築・生産設計工学科	120	80	40
	(第3年次編入学)	24	24	12
	計	1,624	1,624	1,624
生物資源科学部	生命科学科	70	140	213
	農林生産学科	315	290	274
	環境共生科学科	70	140	213
	生物科学科	90	60	30
	生命工学科	120	80	40
	地域環境科学科	135	90	45
	(第3年次編入学)	40	40	20
	計	840	840	835

- 5 全学部の収容定員は、第42条の規定にかかわらず、平成30年度から平成36年度については、次の表のとおりとする。

	収容定員				
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
合計	4,976	4,976	4,959	4,942	4,930

	収容定員	
	平成35年度	平成36年度
合計	4,918	4,906

- 6 総合理工学研究科博士前期課程総合理工学専攻並びに生物資源科学研究科生物生命科学専攻、農林生産科学専攻及び環境資源科学専攻は、第45条の規定にかかわらず、当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 7 自然科学研究科博士前期課程、総合理工学研究科博士前期課程及び生物資源科学研究科の収容定員並びに全研究科の修士課程・博士前期課程の収容定員は、第47条の規定にかかわらず、平成30年度については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
自然科学研究科	理工学専攻	79

	環境システム科学専攻	7 8
	農生命科学専攻	4 3
	計	2 0 0
総合理工学研究科	総合理工学専攻	1 2 4
	計	1 2 4
生物資源科学研究科	生物生命科学専攻	2 0
	農林生産科学専攻	2 2
	環境資源科学専攻	1 8
	計	6 0
合計		4 7 8

附 則（平成３０年３月２０日一部改正）

この学則は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年５月１４日一部改正）

この学則は、平成３０年６月１日から施行する。

附 則（平成３０年１０月４日一部改正）

この学則は、平成３０年１１月１日から施行する。

附 則（平成３１年１月２５日一部改正）

この学則は、平成３１年２月１日から施行する。

附 則（平成３１年３月１１日一部改正）

この学則は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（平成３１年３月２２日一部改正）

この学則は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（令和元年１０月１５日一部改正）

この学則は、令和元年１０月１５日から施行する。

附 則（令和２年３月１１日一部改正）

１ この学則は、令和２年４月１日から施行する。

２ 医学部医学科の入学定員及び医学部の収容定員並びに全学部の入学定員は、第４２条の規定にかかわらず、令和２年度から令和８年度については、次の表のとおりとする。

学部	学科又は課程	入学定員				
		令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度
医学部	医学科	1 0 2	1 0 2	9 0	9 0	9 0
	計	1 6 2	1 6 2	1 5 0	1 5 0	1 5 0
合計		1, 1 5 7	1, 1 5 7	1, 1 4 5	1, 1 4 5	1, 1 4 5

学部	学科又は課程	入学定員	
		令和 ７年度	令和 ８年度
医学部	医学科	9 0	9 0
	計	1 5 0	1 5 0
合計		1, 1 4 5	1, 1 4 5

学部	学科又は課程	収容定員				
		令和	令和	令和	令和	令和

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
医 学 部	医学科	6 5 2	6 5 2	6 4 0	6 2 8	6 2 1
	看護学科	2 5 0	2 4 0	2 4 0	2 4 0	2 4 0
	計	9 0 2	8 9 2	8 8 0	8 6 8	8 6 1

学部	学科又は 課程	収容定員	
		令和 7年度	令和 8年度
医 学 部	医学科	6 0 9	5 9 7
	看護学科	2 4 0	2 4 0
	計	8 4 9	8 3 7

- 3 全学部の収容定員は、第42条の規定にかかわらず、令和2年度から令和8年度については、次の表のとおりとする。

	収容定員				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合計	4, 9 6 1	4, 9 4 6	4, 9 3 4	4, 9 2 2	4, 9 1 5

	収容定員	
	令和7年度	令和8年度
合計	4, 9 0 3	4, 8 9 1

- 4 総合理工学研究科博士後期課程総合理工学専攻は、第45条の規定にかかわらず、当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 5 自然科学研究科博士後期課程及び総合理工学研究科博士後期課程の収容定員並びに全研究科の博士後期課程の収容定員は、第47条の規定にかかわらず、令和2年度及び令和3年度については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員	
		令和2年度	令和3年度
自然科学研究科	創成理工学専攻	1 5	3 0
	計	1 5	3 0
総合理工学研究科	総合理工学専攻	2 4	1 2
	計	2 4	1 2
合計		1 6 5	1 6 8

附 則（令和 年 月 日一部改正）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 人文社会科学研究科法経専攻及び言語・社会文化専攻並びに教育学研究科臨床心理専攻は、第45条の規定にかかわらず、当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 人間社会科学研究科、人文社会科学研究科及び教育学研究科の収容定員並びに全研究科の修士課程・博士前期課程及び専門職学位課程の収容定員は、第47条の規定にかかわらず、令和3年度については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程 博士前期課程	専門職学位課程
		収容定員	収容定員
人間社会科学研究科	社会創成専攻	1 5	—

	臨床心理学専攻	1 0	—
	計	2 5	—
人文社会科学研究科	法経専攻	6	—
	言語・社会文化専攻	6	—
	計	1 2	—
教育学研究科	教育実践開発専攻	—	3 7
	臨床心理専攻	8	—
	計	8	3 7
合計		4 9 9	3 7

国立大学法人島根大学管理学則（案）変更事項について

第43条関係

人間社会科学研究科について規定するとともに、廃止となる人文社会科学研究科を削除

第44条関係

人間社会科学研究科の修士課程について規定するとともに、教育学研究科の修士課程を削除

第45条関係

人間社会科学研究科に社会創成専攻と臨床心理学専攻を置くことを規定するとともに、廃止となる人文社会科学研究科及び教育学研究科臨床心理専攻に係る規定を削除

第47条関係

人間社会科学研究科の収容定員を規定するとともに、廃止となる人文社会科学研究科及び教育学研究科臨床心理専攻に係る規定を削除

第49条関係

研究科長を基礎となる学部の学部長をもって充てる規定について、人間社会科学研究科長は除外されることを規定

附則関係

人間社会科学研究科設置に伴う収容定員等に係る学年進行による経過措置を規定

国立大学法人島根大学管理学則（案） 新旧規定対照表

改正規定（案）	現行規定
【第43条関係】 （研究科） 第43条 大学院に次の研究科を置く。 人間社会科学研究科 教育学研究科 医学系研究科 自然科学研究科 【第44条関係】 （課程） 第44条 人間社会科学研究科は、修士課程とする。 2 省略 3 省略 4 省略 5 省略 6 教育学研究科は、専門職学位課程とする。 【第45条関係】 （専攻） 第45条 研究科に次の専攻を置く。 人間社会科学研究科 社会創成専攻 臨床心理学専攻 教育学研究科 教育実践開発専攻 医学系研究科 医学博士課程 医科学専攻 修士課程 医科学専攻 博士前期課程 看護学専攻	【第43条関係】 （研究科） 第43条 大学院に次の研究科を置く。 人文社会科学研究科 教育学研究科 医学系研究科 自然科学研究科 【第44条関係】 （課程） 第44条 人文社会科学研究科は、修士課程とする。 2 同左 3 同左 4 同左 5 同左 6 教育学研究科は、専門職学位課程及び<u>修士課程</u>とする。 【第45条関係】 （専攻） 第45条 研究科に次の専攻を置く。 人文社会科学研究科 法経専攻 言語・社会文化専攻 教育学研究科 教育実践開発専攻 臨床心理専攻 医学系研究科 医学博士課程 医科学専攻 修士課程 医科学専攻 博士前期課程 看護学専攻

博士後期課程
看護学専攻
自然科学研究科
博士前期課程
理工学専攻
環境システム科学専攻
農生命科学専攻
博士後期課程
創成理工学専攻

【第47条関係】

(収容定員)

第47条 大学院の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究 科名	専攻名	修士課程		医学博士課程		専門職学位課程	
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
人間社会科学 研究科	社会創 成専攻	15	30	—	—	—	—
	臨床心 理学専 攻	10	20	—	—	—	—
	計	25	50	—	—	—	—
教育研究 科	教育実 践開発 専攻	—	—	—	—	20	40
	計	—	—	—	—	20	40
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
合計		252	504	47	171	20	40

【第49条関係】

第49条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長（人間社会科学研究科長及び自然科学研究科長を除く。）は、基礎となる学部（人間社会科学研究科）の学部長をもって充てる。

博士後期課程
看護学専攻
自然科学研究科
博士前期課程
理工学専攻
環境システム科学専攻
農生命科学専攻
博士後期課程
創成理工学専攻

【第47条関係】

(収容定員)

第47条 大学院の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究 科名	専攻名	修士課程		医学博士課程		専門職学位課程	
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
人文社会科学 研究科	法経専 攻	6	12	—	—	—	—
	言語・ 社会文 化専攻	6	12	—	—	—	—
	計	12	24	—	—	—	—
教育研究 科	教育実 践開発 専攻	—	—	—	—	17	34
	臨床心 理専攻	8	16	—	—	—	—
	計	8	16	—	—	17	34
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
合計		247	494	47	171	17	34

【第49条関係】

第49条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長（自然科学研究科長を除く。）は、基礎となる学部（自然科学研究科）の学部長をもって充てる。

- 3 省略
- 【附則関係】
附 則
- この学則は、令和3年4月1日から施行する。
 - 人文社会科学科学研究科法経専攻及び言語・社会文化専攻並びに教育学研究科臨床心理専攻は、第45条の規定にかかわらず、当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
 - 人間社会科学研究科、人文社会科学科学研究科及び教育学研究科の収容定員並びに全研究科の修士課程・博士前期課程及び専門職学位課程の収容定員は、第47条の規定にかかわらず、令和3年度については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程 博士前期課程	専門職学位課程
		収容定員	収容定員
人間社会科学科学研究科	社会創成専攻	15	—
	臨床心理学専攻	10	—
	計	25	—
人文社会科学科学研究科	法経専攻	6	—
	言語・社会文化専攻	6	—
	計	12	—
教育学研究科	教育実践開発専攻	—	37
	臨床心理専攻	8	—
	計	8	37
合計		499	37

3 同左

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 学年、学期及び休業日(第2条・第3条)

第3章 入学(第4条―第14条)

第4章 修業年限及び在学年限(第15条・第16条)

第5章 教育課程及び履修並びに教育職員免許状(第16条の2―第31条)

第6章 休学、復学、留学、退学、転学及び除籍(第32条―第39条)

第7章 賞罰(第40条・第41条)

第8章 課程修了の認定(第42条)

第9章 学位(第43条)

第10章 検定料、入学料及び授業料(第44条―第48条)

第11章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、特別研究学生及び外国人留学生(第49条―第53条)

第12章 特別の課程(第54条)

第13章 雑則(第55条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 島根大学大学院(以下「大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

(教育研究上の目的の公表等)

第1条の2 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を規則等に定め、公表するものとする。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第2条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第3条 定期の休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

開学記念日 10月1日

夏季休業日

冬季休業日

春季休業日

- 2 前項の休業日のうち、夏季、冬季及び春季の休業日の期間については、学長が別に定める。
- 3 臨時の休業日は、その都度学長が定める。
- 4 休業日において必要がある場合には、授業を行うことができる。

第3章 入学

(入学の時期)

第4条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、研究科において必要と認めるときは、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第5条 大学院の修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 大学を卒業した者
- 二 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 五の二 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- 六 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 七 文部科学大臣の指定した者
- 八 学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において認定試験を行い、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 九 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、大学院の修士課程又は博士前期課程に入学させることができる。

- 一 大学に3年以上在学した者
- 二 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者

第6条 大学院の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 修士の学位を有する者
- 二 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 五 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 六 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- 七 文部科学大臣が指定した者
- 八 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

第7条 大学院の医学博士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 大学の医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学(以下「医学等」という。)を履修する課程を卒業した者
- 二 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- 三の二 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- 四 文部科学大臣の指定した者
- 五 医学等を履修する課程に4年以上在学し、又は外国において学校教育における医学等を履修する課程を含む16年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得し

たものと認めた者

六 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学志願手続)

第8条 大学院に入学を志願する者は、所定の期間に、入学願書及び所定の書類を提出するとともに、検定料を納入しなければならない。

(入学者の選抜)

第9条 前条の入学志願者に対しては選抜を行い、研究科教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

2 前項の選抜は、学力試験、出身大学の調査書、健康診断書等を総合して行うものとする。

(入学手続及び入学許可)

第10条 合格者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学料を納入しなければならない。ただし、入学料の免除又は徴収猶予の許可を受けようとする者は、入学料免除申請書又は入学料徴収猶予申請書の提出をもって、入学料の納入にかえることができる。

2 学長は、入学手続を完了した者に入学を許可する。

(進学)

第11条 本学の修士課程又は博士前期課程を修了し、引き続き本学の博士後期課程に進学を志願する者については、研究科の定めるところにより、選考の上、研究科長が進学を許可する。

(再入学)

第12条 大学院を中途退学した者又は第39条第2号、第3号若しくは第5号に該当し学籍を除外された者が再入学を志願するときは、研究科教授会の議を経て、相当年次に入学を許可することがある。

(転入学)

第13条 他の大学院に在学する者が転入学を志願するときは、研究科教授会の議を経て、相当年次に入学を許可することがある。

(転研究科)

第13条の2 大学院に在学する者が所属研究科長の承認を得て、転研究科を願い出たときは、当該研究科教授会の議を経て許可することがある。

(転専攻)

第14条 大学院に在学する者が所属する専攻の変更を願い出たときは、選考の上、研究科教授会の議を経て許可することがある。

第4章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第15条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士課程（医学博士課程を除く。）の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

3 医学博士課程の標準修業年限は4年とする。

4 専門職学位課程の標準修業年限は、教育学研究科教育実践開発専攻については2年とする。

5 前項の規定にかかわらず、教育学研究科教育実践開発専攻に置く長期在学プログラムの標準修業

年限は3年とする。

- 6 前各項の規定にかかわらず、第12条及び第13条の規定により入学を許可された者の修業年限については、各研究科において定める。

(在学年限)

第16条 在学年限は、当該課程の標準修業年限の2倍の年数を超えることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、転入学、再入学又は転専攻を許可された者の在学年限は、当該研究科において定める。

第5章 教育課程及び履修並びに教育職員免許状

(教育課程の編成方針)

第16条の2 大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当っては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(教育方法)

第17条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。ただし、教育学研究科の専門職学位課程は、研究指導を要しない。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(授業科目及び単位数)

第18条 研究科には、専攻に応じ、教育上必要な授業科目を開設する。

- 2 前項の授業科目及び単位数は、各研究科において定める。

(成績評価基準等の明示等)

第18条の2 研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当っては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育方法の特例)

第19条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

- 2 研究科に外国人留学生のための英語による特別コースを置くことができる。

(他の大学院の授業科目の履修)

第20条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む。）との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により学生が修得した単位は、10単位を限度とし、大学院において修得したもののみみなすことができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により教育学研究科の専門職学位課程の学生が修得した

単位は23単位を限度として、課程修了の要件となる単位とみなすことができる。

4 前3項の規定は、学生が他の大学院（外国の大学院を含む。）が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

5 前4項に定めるもののほか、他の大学院の授業科目の履修については、各研究科において定める。
（他の大学院等における研究指導）

第21条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等（以下「他の大学院等」という。）との協議に基づき、学生に当該他の大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生が当該研究指導をうける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項に定めるもののほか、他の大学院等における研究指導については、各研究科において定める。
（単位の授与）

第22条 単位は、履修した授業科目の試験に合格した者に与える。
（成績の評価）

第23条 成績の評価は、秀、優、良、可及び不可とし、秀、優、良及び可を合格とする。

2 評価の基準については、別に定める。
（入学前の既修得単位の認定）

第24条 学長は、教育上有益と認めるときは、研究科教授会の議を経て、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学の場合を除き、大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、教育学研究科の専門職学位課程においては当該単位を第20条第3項の規定により修得したものとみなす単位数を合わせて23単位を限度として、課程修了の要件となる単位とみなすことができる。

4 前3項に定めるもののほか、入学前の既修得単位の認定の取扱いに関し必要な事項は、各研究科において定める。
（単位の計算方法）

第25条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、学位論文等に係る授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準）

第25条の2 大学院が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の

方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前条第1項各号に規定する基準を考慮して研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第26条 修士課程及び博士前期課程の学生は、当該研究科の定める履修方法により、30単位以上を修得しなければならない。

2 博士後期課程及び医学博士課程の学生は、当該研究科の定める履修方法により、所定の単位数以上を修得しなければならない。

3 教育学研究科の専門職学位課程の学生は、当該研究科の定める履修方法により、所定の単位数以上を修得しなければならない。

第27条及び第28条 削除

(長期にわたる教育課程の履修等)

第29条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨（以下「長期履修」という。）を申し出たときは、その計画的な履修を認めることがある。

2 長期履修を認められた学生の在学年限は、標準修業年限の2倍の年数を超えることができない。

3 前2項に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許状授与の所要資格)

第30条 学生が、教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとするときは、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の規定により学生が所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類及び単位の修得方法等については、各研究科において定める。

(教育方法等に関するその他の事項)

第31条 この章に定めるもののほか、必要な事項は、各研究科において定める。

第6章 休学、復学、留学、退学、転学及び除籍

(休学の許可)

第32条 学生が、疾病その他特別の理由により、2ヶ月以上修学できないときは、本人の願出に基づき、研究科教授会の議を経て学長が休学を許可することがある。

(休学の命令)

第33条 疾病等の理由により修学することが適当でないと認められる者に対しては、研究科教授会の議を経て、学長が期間を定めて休学を命ずることがある。

(休学期間の限度)

第34条 休学期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の理由があるときは、研究科教授会の議を経て、1年以内更に休学を許可し、又は命令することがある。

2 休学期間は、合算して2年(医学博士課程にあっては3年)を超えることができない。

(休学期間の取扱い)

第35条 休学期間は、第15条に規定する修業年限及び第16条に規定する在学年限には算入しない。

(復学)

第36条 学生が休学期間中にその理由が消滅し、復学しようとするときは、本人の願出に基づき、研究科教授会の議を経て、学長が復学させることがある。

(留学)

第37条 学長は、教育上有益と認めるときは、研究科教授会の議を経て、外国の大学院又はこれに相当する高等教育機関（以下「外国の大学院等」という。）と協議し、学生を当該外国の大学院等に留学させることができる。

2 前項の規定により学生が修得した単位は、10単位を限度とし、大学院において修得したものとみなすことができる。

3 第1項の規定により留学した期間は、第15条に規定する修業年限及び第16条に規定する在学年限の期間に算入する。

4 前3項に定めるもののほか、留学に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。

(退学及び転学)

第38条 学生が、退学又は転学しようとするときは、研究科長を経て、学長に願出、許可を受けなければならない。

(除籍)

第39条 次の各号の一に該当する者は、研究科教授会の議を経て、学長が除籍する。

一 疾病その他の理由により成業の見込がないと認められる者

二 入学料の免除が不許可になった場合若しくは半額免除が許可された場合又は入学料の徴収猶予を申請した場合において、納入すべき入学料を、所定の期日までに納入しない者

三 授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

四 第16条に定める在学年限を超えた者

五 第34条の休学期間を超えてなお復学することができない者

第7章 賞罰

(表彰)

第40条 学生として表彰に値する行為を行った者については、所定の手続を経て、学長が表彰する。

2 前項に定めるもののほか、学生として表彰に値する行為を行った者については、研究科長が表彰することがある。

3 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第41条 本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する者は、所定の手続を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

二 正当な理由がなくて出席常でない者

三 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学の期間は、第15条に規定する修業年限及び第16条に規定する在学年限に算入する。ただし、その期間が3ヶ月以上にわたるときは、修業年限には算入しない。

第8章 課程修了の認定

(課程修了の認定)

第42条 修士課程及び博士前期課程の修了は、第15条第1項から第2項までに規定する標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程又は博士前期課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格した者について、研究科が認定する。ただし、在学期間に関しては、研究科教授会が優れた業績を上げたと認める者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 医学博士課程の修了は、大学院に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者について、研究科教授会が認定する。ただし、在学期間に関しては、研究科教授会が優れた研究実績を上げたと認める者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

3 博士課程の修了は、大学院に5年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者について、研究科教授会が認定する。ただし、在学期間に関しては、当該研究科教授会が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に3年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

4 教育学研究科の専門職学位課程の修了は、大学院に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、当該研究科が別に定める基準以上の成績を修めた者について、研究科教授会が認定する。ただし、在学期間に関しては、当該研究科教授会が認める者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

5 削除

6 第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士課程の修了は、大学院に修士課程又は博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、第1項及び第2項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者について、研究科教授会が認定する。ただし、在学期間に関しては、当該研究科教授会が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に3年（修士課程又は博士前期課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

7 第3項及び前項の規定にかかわらず、第6条第2号から第6号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者について、研究科教授会が認定する。ただし、在学期間に関しては、当該研究科教授会が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

第9章 学位

（学位の授与）

第43条 大学院の課程を修了した者には、修士、博士又は専門職学位の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 検定料、入学料及び授業料

（検定料、入学料及び授業料の額）

第44条 検定料、入学料及び授業料の額は、別に定める。

(検定料及び入学料の返還)

第45条 入学志願手続後の検定料及び入学手続後の入学料は、返還しない。

- 2 検定料又は入学料を納入後、所定の期日までに入学志願又は入学に係る書類を提出しなかった者については、所定の期日までに当該者から申し出があった場合に限り、既納の検定料又は入学料を返還するものとする。

(検定料の免除)

第45条の2 入学を志願する者で、大規模な風水害等の災害を受ける等、特別の事情により、検定料の納入が著しく困難であると認められる者については、検定料の免除を許可することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、検定料の免除については、別に定める。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第46条 大学院に入学する者で、特別の事情により、入学料の納入が著しく困難であると認められる者については、入学料の免除を許可することができる。

- 2 大学院に入学する者で、経済的理由等により、納入期限までに入学料の納入が困難であると認められる者については、入学料の徴収猶予を許可することができる。
- 3 大学院に入学する者で、学長が入学者選抜試験等の成績が優秀であると認めた者については、入学料を免除することがある。
- 4 前3項の規定により入学料の免除又は徴収猶予の申請をした者については、免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間、入学料の徴収を猶予する。
- 5 前4項に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料の納入)

第47条 学生は、授業料を次の2期に分けて、それぞれの期間（以下「授業料納入期間」という。）内に年額の2分の1ずつ納入しなければならない。

前期 4月1日から5月31日まで

後期 10月1日から11月30日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学生は、前期に係る授業料を納入するときに申し出て、後期に係る授業料を併せて納入することができる。
- 3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに申し出て、納入することができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、授業料の徴収の取扱いについては、別に定める。

(授業料の返還)

第47条の2 既納の授業料は、返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合で、かつ、所定の期日までに納入した者から申し出があった場合に限り、当該各号に掲げる授業料を返還するものとする。
 - 一 授業料納入期間前又は授業料納入期間内に休学を許可した場合は、月割計算により休学当月の翌月(月の初日から休学期間が開始する場合は休学当月)から復学当月の前月までの授業料
 - 二 前条第2項又は第3項の場合において、後期の授業料納入期間前に退学を許可した場合には、後期分授業料
 - 三 前条第3項の場合において、入学年度の前年度の3月31日(10月に入学する者にあつては

9月30日)までに入学を辞退した場合は、当該授業料
(授業料の免除及び徴収猶予)

第48条 休学期間中の授業料は、別に定めるところに従い、免除する。

2 経済的理由によって、授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又は死亡、行方不明、災害等やむを得ない事情の生じた者については、授業料の免除又は徴収猶予(月割分納又は延納をいう。以下同じ。)を許可することができる。

3 大学院に入学する者で、学長が入学選抜試験等の成績が優秀であると認めた者及び大学院に在学する者で学業の成績が優秀であると認めた者については、授業料を免除することがある。

4 前3項に定めるもののほか、授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、特別研究学生及び外国人留学生
(科目等履修生)

第49条 大学院が開設する授業科目について、一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、研究科教授会の選考を経て科目等履修生として入学を許可することがある。

2 前項に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。
(特別聴講学生)

第50条 大学院の特定の授業科目の履修を志願する他の大学院又は外国の大学院等の学生があるときは、当該大学院等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 前項に定めるもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。
(研究生)

第51条 大学院において特定の事項を研究しようとする者があるときは、研究科教授会の選考を経て、研究生として入学を許可することがある。

2 前項に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、別に定める。
(特別研究学生)

第52条 他の大学院又は外国の大学院の学生で大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。

2 前項に定めるもののほか、特別研究学生に関し必要な事項は、各研究科において定める。
(外国人留学生)

第53条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、大学院に入学を志願する者があるときは、第8条から第10条までの規定にかかわらず、特別の選考を行い、研究科教授会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 前項に定めるもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 特別の課程
(特別の課程)

第54条 学長は、文部科学大臣の定めるところにより、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

第13章 雑則

第55条 この大学院学則に定めるもののほか、本学大学院の学生に関し必要な事項は、島根大学学則(平成16年島大学則第2号)を準用する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第17条の規定により、平成15年9月30日において島根大学又は島根医科大学に在学する者は、当該大学の大学院の課程を修了するため必要であった教育課程の履修を本学において行うものとし、本学は、そのため必要な教育を行うものとする。この場合における教育課程その他当該学生の教育に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成17年2月2日一部改正）

この学則は、平成17年2月2日から施行する。

附 則（平成17年3月22日一部改正）

この学則は、平成17年3月22日から施行する。

附 則（平成18年4月18日一部改正）

この学則は、平成18年4月18日から施行する。

附 則（平成18年6月20日一部改正）

この学則は、平成18年6月20日から施行する。

附 則（平成18年9月19日一部改正）

この学則は、平成18年9月19日から施行する。

附 則（平成19年1月30日一部改正）

この学則は、平成19年1月30日から施行する。ただし、目次、第1条の2、第5章章名、第16条の2、第17条、第18条の2、第25条の2及び第42条の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月26日一部改正）

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に転入学又は再入学する者については、この学則による改正後の島根大学大学院学則第23条第1項ただし書き及び第42条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成19年10月23日一部改正）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に転入学又は再入学する者については、この学則による改正後の島根大学大学院学則第23条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月25日一部改正）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月9日一部改正）

この学則は、平成21年2月9日から施行する。ただし、この学則による改正後の島根大学大学院学則第46条第3項及び第48条第3項の規定は、平成20年10月9日から適用する。

附 則（平成22年2月16日一部改正）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月19日一部改正）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月9日一部改正）

この学則は、平成24年4月9日から施行する。

附 則（平成24年5月14日一部改正）

この学則は、平成24年5月14日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月15日一部改正）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成27年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に転入学又は再入学する者については、この学則による改正後の島根大学大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年9月12日一部改正）

この学則は、平成28年9月12日から施行する。

附 則（平成30年3月14日一部改正）

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日一部改正）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。